

天草市建設工事技術者複数配置要領

（目的）

第1条 この要領は、天草市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）で定める主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）の複数配置に係る必要な事項を定め、もって若手技術者の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる技術者 複数配置された主任（監理）技術者のうち、指導する立場の技術者をいう。
- (2) 補助技術者 複数配置された主任（監理）技術者のうち、主たる技術者から指導を受ける立場の技術者をいう。
- (3) 共同企業体による工事 国土交通省が発出した監理技術者制度運用マニュアルニー二（2）「共同企業体における監理技術者等の設置」による工事をいう。

（技術者の複数配置の対象工事）

第3条 この要領による主任（監理）技術者の複数配置の対象とする工事は、当初の請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事とする。ただし、共同企業体（JV）による工事は、この限りではない。

（複数配置の選択）

第4条 主任（監理）技術者の複数配置は、契約締結前に受注者が選択するものとする。この場合において、受注者が複数配置を選択した場合には、契約締結後速やかに、主任（監理）技術者の複数配置届出書（様式第1号）を発注者へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず複数配置を解除する場合には、速やかに、主任（監理）技術者の複数配置解除届出書（様式第2号）を発注者へ提出しなければならない。

（技術者の配置）

第5条 技術者の配置は、次のとおりとする。

- (1) 主たる技術者は、専任で配置するものとし、1工事につき1人とする。
- (2) 補助技術者は、契約締結日において40歳未満の者又は建設業法上の技術者資格取得後5年以内の者で、専任かつ工事現場に常時継続的に配置するものとし、

1 工事につき 1 人とする。

（現場代理人との兼務）

第 6 条 主任（監理）技術者の複数配置を行う工事にあつては、主たる技術者又は補助技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。

（費用負担）

第 7 条 技術者の配置に要する費用は受注者が負担する。

（補助技術者の登録と抹消）

第 8 条 受注者は、技術者の複数配置を選択した場合には、受注時において「工事実績情報システム（CORINS）」に補助技術者を登録しなければならない。この場合において、工事途中に技術者の複数配置を解除した場合には、速やかに「工事実績情報システム（CORINS）」の補助技術者の登録を抹消しなければならない。

（同種工事の施工経験について）

第 9 条 補助技術者として配置された者は、当該工事の目的物の引き渡し後、当該工事と同種工事の施工経験を有する者として認めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 7 月 25 日から施行し、同年 7 月 25 日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

1 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、同年 6 月 1 日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。